

# 令和6年度 就学援助制度についてのお知らせ

★昨年度就学援助を受けていた方も申請が必要です★

★新小学1年生・新中学1年生で、令和6年3月に新入学用品費を受給された方も、今年度の就学援助を希望される場合は、改めて申請が必要です★

下関市では、経済的理由により就学困難なご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助しております。援助を受けるには毎年度申請が必要です。

申請受付期間：4月15日（月）～4月30日（火）（土・日・祝を除く。）  
ただし、4月21日（日）は受け付けます。

## 1 援助を受けられる方

下関市立小学校・中学校及び県立下関中等教育学校（前期課程）に在籍する児童生徒の保護者で、下関市に住所を有し、下記のいずれかに該当する方（生活保護世帯は申請不要）

①	生活保護を受けていたが、最近停止又は廃止となった方	（世帯全員が停止又は廃止）
②	国民年金の掛金が免除されている方	（20才以上の世帯全員が免除）
③	国民健康保険料が減免されている方	（世帯全員が減免）
④	児童扶養手当を受給している方	（※児童手当ではありません。）
⑤	生活保護を受けていないが、援助を必要とする経済状況にある方	

## 2 申請に必要なもの

📄 原本は確認用、写しは提出していただきます。

1	保護者名義の預金通帳	原本	ゆうちょ銀行の場合は、振込用の口座番号が必要
2	所得を証明するもの（A・B・Cのいずれか） <u>○父母、祖父母、おじ・おば等の前年中に収入がない方、遺族年金や障害年金の受給者も所得の申告が必要となります。</u> A「源泉徴収票」（令和5年分） B「確定申告（第一表と第二表）」の控え（令和5年分） C「市・県民税申告書」の控え（令和6年度）（R6.1.1の住所が下関市の方は下関市市民税課で発行） ※「支払調書」がある方は確定申告又は市県民税申告をした控えを提出	原本と写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生計を共にする方全員のもの（原則、住民票の世帯） ※全員の所得が把握できない場合、審査はできません。</li> <li>●令和5年度所得課税証明書、令和5年度特別徴収税額決定通知書、令和5年度市県民税納税通知書は<u>全て不可</u>。</li> <li>●住民票上同一世帯で生計が別の場合は、それを証明できるもの（それぞれの光熱水費の請求書等）</li> <li>●スマートフォン等で確定申告された場合は保存したPDFデータを印刷したものを提出してください。</li> <li>●前年中に所得のない方、配偶者控除対象者も、<u>所得の申告が必要（申告場所は、「6.申請方法（3）」参照）</u></li> </ul>
3	上記「1 援助を受けられる方」の①～④に該当する場合 ①生活保護の停止・廃止決定通知書 ②該当者全員分の免除通知書 ※ ③世帯全員分の減免通知書 ※ ④児童扶養手当証書 ※※	原本と写し	<p>①～③は世帯全員が該当していること（②は20歳以上）</p> <p>※②と③は免除又は減免期間に基準日（4月申請はR6.4.1）が含まれているものに限りです。</p> <p>※※④児童扶養手当証書は、こども家庭支援課から送付された<u>緑色の証書</u>で、<u>有効期限内であるもの</u>に限りです。</p>

◇ 援助を受けられる方の⑤で申請される場合の基準となる金額（参考例）  
 4人家族（父40歳、母35歳、子13歳、子8歳）の場合、  
 令和5年中の世帯所得金額が、317万円程度未満のご家庭が対象  
 ※家族構成（人数・年齢）により基準となる金額は変わります。  
 （例）祖父70歳が加われば、348万円程度未満のご家庭が対象  
 子5歳が加われば、346万円程度未満のご家庭が対象。

### 3 援助の内容（援助金額は、校納金の一部であり、全額ではありません。）

費目	支給基本額		
①学用品費 (通学用品費を含む)	小学校	1年生	年間 11,630円
		その他学年	年間 13,900円
	中学校	1年生	年間 22,730円
		その他学年	年間 25,000円
②新入学用品費	小学校	4月1日付認定の新1年生	54,060円 (第1区分は64,300円)
	中学校	4月1日付認定の新1年生および3月1日時点で認定されている小学6年生	63,000円 (第1区分は81,000円)
③校外活動費	小学校	日帰り	実費（上限1,600円）
		宿泊	実費（上限3,690円）、年1回
	中学校	日帰り	実費（上限2,310円）
		宿泊	実費（上限6,210円）、年1回
④修学旅行費	小学校		実費（上限22,690円）
	中学校		実費（上限60,910円）
⑤給食費	小学校・中学校		単価×給食を受けた回数
⑥通学費	小学校	通学距離 片道4km以上の児童	通学定期券代等実費相当額
	中学校	通学距離 片道6km以上の生徒	（ただし、校区外通学者は対象外）
	特別支援学級に在籍し、公共交通機関を利用		通学定期券代等実費相当額
⑦医療費	学校の健診等で治療の指示があった学校病（トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病）		実費

※②新入学用品費：入学前に支給を受けておらず、4月中に申請し、認定された場合に支給します。

- 支給額は、上記支給基本額に「4 支給階層区分」の支給率を乗じた金額になります。
- 県立下関中等教育学校（前期課程）に在籍の場合は、①②③④のみ支給します。
- 学校から報告される、援助対象児童生徒の給食回数、校外活動、修学旅行の出欠状況等に基づき、精査した上で補助対象額を支給します。（保護者が負担した全額ではありません。）

### 4 支給階層区分

認定者の世帯全員（同一生計者を含む。）の合計所得金額によって、次の表のとおり5段階に区分し支給します。支給金額は、援助する費目ごとに、各区分に応じた支給率を掛けた金額となります。ただし、修学旅行費、通学費及び医療費の支給率は、全区分100%です。

区分	所得の範囲	支給率
第1区分	世帯の所得が生活保護基準額の0倍～0.5倍未満	100%（新入学用品費のみ、別に定める。）
第2区分	世帯の所得が生活保護基準額の0.5倍以上～1.0倍未満	100%
第3区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.0倍以上～1.1倍未満	80%
第4区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.1倍以上～1.2倍未満	65%
第5区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.2倍以上～1.3倍未満	50%

## 5 医療費の援助について（「3 援助の内容」⑦医療費についての詳細）

援助の対象となるのは学校の定期健康診断等で、学校から治療の指示を受けた次の疾病に限ります。



(1) 対象となる疾病	① トラコーマ ② 結膜炎（アレルギー性は対象外） ③ 白癬 ④ 疥癬 ⑤ 膿痂疹 ⑥ 中耳炎 ⑦ 慢性副鼻腔炎 ⑧ アデノイド ⑨ う歯（注：むし歯） ⑩ 寄生虫病
(2) 受診に必要なもの	医療券
(3) 医療券の交付	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（いつ？） 医療機関を受診する前 （どこに？） 学校（保健室）に （何を？） 医療券の交付依頼をします。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>学校から 医療券を交付</p> </div> <p>※即日交付できない場合もあります。余裕を持って依頼してください。          ※診療が継続する場合、医療券は月ごとに必要となります。          ※「医療券」なしで受診した場合は、その医療費は支給できません。  <u>医療券交付日前の医療費については自己負担になります。</u></p>
(4) 医療機関にて	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-right: 10px; color: white; font-weight: bold;">注意！</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p><b>注意事項</b></p> <p>※医療券と子ども医療費助成制度（「福祉医療費受給者証」との併用はできません。  <u>医療券を提出する場合は、子ども医療費助成制度の「福祉医療費受給者証」は提示しないでください。</u></p> </div> </div> <p>① 医療券を医療機関に提出します。          ② 医療機関から必要事項を記入された医療券を受け取ります。          ③ ②の医療券を学校（保健室）に提出します。</p>
(5) 申請から認定結果が出るまでの医療費について	<p><u>医療券と子ども医療費助成制度の併用はできませんので、以下のとおり行ってください。</u></p> <p>① 医療券を医療機関に提出します。  <u>② 一旦保護者が「医療費の3割分」を自己負担します。</u>          ③ 医療機関から必要事項を記入された医療券を受け取ります。          ④ ③の医療券を学校（保健室）に提出します。          ⑤-1 <b>認定された場合</b> 自己負担した「医療費の3割分」について、後日、市から指定口座に振り込まれます。          ※個別に振込通知は送付しません。通帳には、「シユウガクエンジヨヒ」と記帳されます。          ⑤-2 <b>認定されなかった場合</b> 就学援助医療費の支給はありません。  <u>子ども医療費助成制度の対象となりますので、下関市子ども未来部子ども家庭支援課（☎ 083-231-1928）までお問い合わせください。</u></p>
(6) 就学援助認定後の医療費について	就学援助認定後に診療を受ける場合は、自己負担はありません。

## 6 申請方法

<p>(1) 申請受付期間</p> <p style="text-align: center;"><b>注意！</b></p>	<p>●<b>受付期間</b> 4月15日(月)～4月30日(火)(土・日・祝日を除く。) ただし、4月21日(日)は受け付けます。</p> <p><b>注意事項</b></p> <p>●4月21日(日)は申請場所に注意してください！(2)参照</p> <p>●<b>受付時間</b> 午前9時～午後5時 ※初日、家庭訪問日、4月21日(日)は混雑が予想されます。 長時間お待たせする場合がありますがご了承ください。</p> <p>●<b>5月以降の申請について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付：随時(平日のみ)※申請場所は、(2)参照</li> <li>・認定：翌月</li> </ul> <p>※<u>認定月より前の月分は支給されませんのでご注意ください。</u></p>
<p>(2) 申請場所</p> <p style="text-align: center;"><b>注意！</b></p>	<p>下関市役所(南部町)本庁舎西棟1階、 菊川教育支所、豊田教育支所、豊浦教育支所、豊北教育支所</p> <p><b>注意事項</b></p> <p>★4月21日(日)の申請場所は下関市役所(南部町)本庁舎1階、 菊川教育支所、川棚公民館 です。</p> <p>★5月以降は、<u>教育センター(幡生新町)</u>、各教育支所です。</p>
<p>(3) 注意事項</p>	<p>●<b>前年中に収入がない方、遺族年金や障害年金の受給者も所得の申告が必要</b>となります。</p> <p>【所得の申告場所】 下関市役所本庁舎西棟2階市民税課(南部町) 各総合支所市民生活課(菊川、豊田、豊浦、豊北)</p> <p>●<b>学校諸費の滞納等が判明した場合は、原則として学校長を経由して支給</b>します。</p>
<p>(4) 学校での申請 ※市役所等での申請と重複した場合は、学校での申請優先</p>	<p>学校長経由で受給希望の方は、お子様が在籍する小・中学校へお申し出ください。なお、学校での申請が認められない場合がありますので、学校へはお早めにご相談ください。</p>

## 7 その他

(1) 審査結果	6月末(予定)に郵送で通知
(2) 支給予定日	7月12日・9月27日・1月31日・3月21日

## 8 お問い合わせ先

**下関市教育委員会 教育部 学校教育課 ☎083-231-1570**

菊川教育支所 ☎083-287-4025      豊田教育支所 ☎083-766-2802  
 豊浦教育支所 ☎083-772-2117      豊北教育支所 ☎083-782-1943